



中小企業経営者の皆様！

- ✓「働き方改革」に対応していますか？
- ✓労務管理を専門家に相談したことはありますか？

新型コロナウイルスに関連する相談もお気軽に連絡ください！



「働き方改革」という言葉を耳にするけれど、意味がよくわからないし、特に準備もしていない。私の会社は大丈夫かな・・・？



未払残業代、有休取得の義務化、残業時間の上限規制、同一労働同一賃金、ハラスメント等、私の会社では正しい労務管理ができているのかな・・・？

裏面のチェックシートに1つでも当てはまる方は

東京弁護士会 中小企業法律支援センター

まで、電話  かウェブサイト  でお問い合わせください！
配点担当弁護士が適任の相談担当弁護士をご紹介します！

配点担当弁護士による電話案内無料！

相談担当弁護士による初回相談30分無料！※

電話  でのお問い合わせは、
TEL : **03-3581-8977** まで！
電話受付時間：平日 9:30~16:00

ウェブサイト  からの問い合わせは、
QRコードから！  
<<https://www.toben.or.jp/form/chusho1.html>>を直接アドレスバーに入力してもお問合せ可能です。

※ 30分以降は30分毎に5,000円＋消費税を頂戴いたします。

「働き方改革」、労務管理チェックシート

1. 採用

- 雇用条件通知書や雇用契約書等といった書面を作成していない。
- 社会保険や労働保険に加入していない。

2. 会社のルール

- これまで一度も就業規則を作成・改訂したことがない。
- 就業規則を作成しているが、労働者代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出、従業員への周知をしていない。

3. 労働時間管理や残業代

- 課長等といった肩書だけで、権限、出退勤の自由、待遇等といった実態を問わず、管理監督者として残業代を一切支給していない従業員がいる。
- 専門家に相談せず、固定(みなし)残業代制度を採用している。
- 会社に対して、未払残業代の支払を求める内容証明郵便や訴状が届いた。

4. 各種ハラスメント

- セクハラやパワハラに関するルールの整備や従業員への指導を実施していない。
- 会社に対して、ハラスメントを理由とする損害賠償を求める内容証明郵便や訴状が届いた。

5. 働き方改革対応

- 有給休暇取得は従業員の自主性に任せている。
- 時間外・休日労働時間の上限規制の内容がよくわからない。
- 非正規社員(契約社員、アルバイト従業員)には、職務内容や責任の実態を問わず、手当、賞与、福利厚生を与えていない。

6. 退職

- 従業員への退職勧奨の仕方がわからない。
- 解雇した従業員から職場復帰並びに未払賃金及び慰謝料の支払いを求める内容証明郵便や訴状が届いた。

1つでも当てはまる方は、表面の電話  かウェブサイト  で

東京弁護士会 中小企業法律支援センター

まで!